

○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則

(平成12年12月1日規則第128号(抜粋))

別表第1(第5条、第9条、第10条、第14条、第16条、第19条、第20条、第25条、第39条、第54条、第65条、第92条関係)

条例別表の作業	作業の内容	施設
51 資源の再生 又は廃棄物の 処理の作業	<p>(1) 金属、合成樹脂、ゴム、油脂類(鉱物油及び有機溶剤を含む。)その他の資源の再生の作業のうち右欄の(1)から(14)まで及び(17)から(19)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業</p> <p>(2) 廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業</p> <p>(3) (2)の作業以外の廃棄物の処理のために設けられた事業場(埋立処分場を除く。)において行われる作業(53に掲げる作業を除く。)のうち右欄の(17)から(19)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 金属回収焼却炉</p> <p>(2) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限る。)</p> <p>(3) 容器洗浄施設</p> <p>(4) 白土処理施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(5) 蒸留施設</p> <p>(6) 動力プレス機(加圧能力が98キロニュートンを超えるものに限る。)</p> <p>(7) せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上であるものに限る。)</p> <p>(8) 破碎施設(原動機の定格出力が7.5キロワット(合成樹脂用破碎施設にあつては、0.75キロワット)以上であるものに限る。)</p> <p>(9) 摩碎施設(原動機の定格出</p>

		<p>力が7.5キロワット以上であるものに限る。)</p> <p>(10) 動力のこぎり盤 (原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。)</p> <p>(11) 金属回収溶解槽</p> <p>(12) 分別施設 (原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。)</p> <p>(13) 溶融施設</p> <p>(14) 乾留施設</p> <p>(15) 廃棄物焼却炉 (火格子 (格子状をしたもので焼却物がその上に接し、空気をその隙間から通すもので、乾燥、燃焼及び後燃焼を行うものをいう。) 面積又は火床 (燃焼物を燃やす床をいう。火格子がある場合はその部分も含む。) 面積が0.5平方メートル以上であるもの、焼却能力が1時間当たり50キログラム以上であるもの及び一次燃焼室 (燃焼室が一の廃棄物焼却炉にあっては、当該燃焼室) の容積が0.8立方メートル以上であるものに限る。)</p> <p>(16) し尿処理施設 (建築基準法施行令第32条第1項の表中の規定に基づく処理対象人員の算定</p>
--	--	---

	<p>方法（昭和44年建設省告示第3184号）により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）</p> <p>(17) 中和施設（特定排水施設に限る。）</p> <p>(18) 分離施設（特定排水施設に限る。）</p> <p>(19) 固化施設（特定排水施設に限る。）</p>
--	---